

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十年九月一日

広島県収用委員会

- 一 送達を受けるべき者  
和田朋之 福岡県福岡市城南区別府一―二一―一七一八〇一

小名田晴貞 千葉県千葉市若草区若松町四八二番地二YSハイツ二〇五号

- 二 送達すべき書類の名称

一般国道四八七号改築工事（警固屋音戸バイパス）及びこれに伴う附帯工事並びに県道付替工事に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所 在	地 番	地 目		積	收用する土地の面積(m <sup>2</sup> )
		公簿	現況		
呉市音戸町坪井一丁目	一二四番一	原野	原野	公簿(m <sup>2</sup> )	実測(m <sup>2</sup> )
	一八八				
	二三五・三二	二三五・三一			

- 四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

- （注意） 右書類を受領しないときは、平成二十年九月九日をもって、その書類の送達があ

つたものとみなされます。